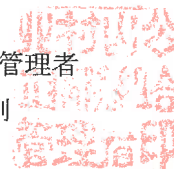


一般競争入札の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、北村山公立病院施設老朽化調査及び対応方針検討支援業務委託について、条件付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年4月15日

北村山公立病院組合管理者
東根市長 土田 正剛



1 件名

(1) 業務名称

北村山公立病院施設老朽化調査及び対応方針検討支援業務委託

(2) 履行場所

山形県東根市温泉町二丁目15番1号 北村山公立病院

(3) 業務内容

北村山公立病院施設老朽化調査及び対応方針検討支援業務に関する一切の業務
(詳細は仕様書のとおり)

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月31日まで

2 公告

公告は北村山公立病院ホームページに掲載するものとする。

3 入札参加資格(条件)

本入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

競争入札参加資格	当院の令和7・8年度競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、又は入札参加申請書の提出期限までに登録申請を行い、資格を認定された者であること。
業務管理責任者の資格	本業務の業務管理責任者として、一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、一級建築士の資格証の写しを入札参加申請時に提出すること。
業務実績	公告日から起算して過去10年以内に、病床数200床以上の公的医療機関(国立・公立・公的医療機関等)において、建築、電気設備及び機械設備に係る劣化調査並びに更新計画の策定を含む、施設の長寿命

	<p>化又は延命化に関する同種又は同等の業務実績を2件以上有すること。</p> <p>なお、当該実績については、契約書及び仕様書等の写し(業務内容、発注者及び病床数が確認できるものに限る。)を入札参加申請時に提出すること。</p>
--	---

4 欠格事項

- (1) 公告日から入札日までの期間に、北村山公立病院より指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又はその構成員が経営に関与していない者であること。

5 入札参加申請

申請書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 入札参加申請書(様式第1号) ② 業務管理責任者の一級建築士免許証の写し ③ 業務実績調書(様式第2号)及び実績を証明する書類の写し ④ 誓約書(様式第3号)及び秘密保持誓約書(様式第4号)
提出期間	令和8年4月15日(水)から令和8年4月24日(金)まで (土・日を除く、午前9時から12時、午後1時から5時まで)
提出先・問合せ先	〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号 北村山公立病院 経営管理課業務係 小林・飯藤(はんどう) 電話 0237-42-2111 内線 2100 電子メール seibi@hosp-kitamurayama.jp
提出方法	持参又は郵送(提出期間最終日の午後5時必着)
参加資格の確認	令和8年4月28日(火)までに書面で通知します。

6 入札書類の交付

交付期間	令和8年4月15日(水)から令和8年4月24日(金)まで
交付方法	当院ホームページからのダウンロード

7 質問受付等

質問期間	令和8年4月15日(水)から令和8年5月12日(火)まで
質問方法	電子メールによる提出とする。 seibi@hosp-kitamura.jp
質問書に対する回答	令和8年5月14日(木)まで全事業者に電子メールにて順次回答する。

8 入札及び開札

入札日時	令和8年5月15日(金) 午後1時30分
開札日時	令和8年5月15日(金) 入札終了後、直ちに開札
入札・開札場所	北村山公立病院西棟2階会議室
入札の方法	・入札参加資格確認通知を受けた者が入札書を持参すること。郵便等による入札は認めない。 ・積算内訳書(任意様式)も提出すること。
落札方法	予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 本契約は、前払金の支払対象とする。
- (4) 本公告に係る一切の費用は、参加者が全て負担するものとする。
- (5) 関連情報を入手するための問合せ窓口 上記 5 提出先・問合せ先に同じ。